

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾20FAX第36号
(宛先)	2020年11月19日 時 分
各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	(発信者) 全国港湾書記局
(件名)	

11/18 労使政策委員会の経過について

(本文) 労使政策委員会を11月18日(水)10:30から開催した。日港協から、①年末年始例外荷役の取り扱いについて、②コンテナターミナルのゲートオープンについて、提起した。組合側からは、①横須賀フェリー問題、②RTG遠隔操作化について、③20春闘継続課題について提起した。それぞれの課題ごとに、下記の通り報告する。

記

1. 2020年度年末年始例外荷役の取り扱いについて

10月29日開催の労使政策委員会で提案された、年末年始例外荷役の申入れについて第4回中執会議で労働条件を昨年と同様とするとしたことから、今年度の議事確認書(別添)を締結した。なお、作業時間・ライフラインの取り扱いについて厳格にすることを申し述べた。

2. コンテナターミナルのゲートオープンについて

(1) 川崎港の早朝及び昼休み時間帯のゲートオープン要請について

川崎市港湾局から、今般航路拡充や港内の新規物流施設の稼働等によりコンテナ貨物の取り扱い数量が増加し、ヤード内作業の遅延や搬出入車両の混雑がひどくなり、日中ゲート待機の車両が待機列より溢れ周辺道路の渋滞を引き起こしている。こうした渋滞を解消するために、11月分月下旬(協議整い次第)から、21年3月31日までの間、平日7時30分から8時30分及び12時から13時までの時間帯についてゲートオープン要請があった。

組合から、年末年始の間の標記がないことから、年末年始(12月31日~1月4日)を除く旨を明記した申入れ書の修正を求め、これを了承した。

(2) 大阪港年末年始前後の早朝及び昼休み時間帯のゲートオープン要請について

阪神国際港湾(株)より、コンテナターミナル周辺の渋滞を解消するため、年末年始前後期間の早朝及び昼休み時間のゲートオープンの要請があり、各ターミナルにヒヤリングした結果、港頭地区の一般道路の渋滞を少しでも解消するためゲートオープンが必要であるとした。なお、実施期間として20年12月21日(月)から21年1月16日とする。

組合は、例年この時期のゲートオープン要請があることからこれを了承した。

3. 継続課題について

(1) 横須賀港フェリー開設問題について

① 横須賀港~新門司港、新規フェリー航路に係る問題について、フェリー会社が協議の場に全く応じていない。二者：二者協議で事前協議の議題にできないか質した。

- ② 日港協は、事前協議は船社・ユーザーからの申入れを受けて行うことであり、日港協から船社に対して申入れを行うことはできないとした。
- ③ 組合から、このまま推移すれば既存の車両船の荷主も作業効率の低下を懸念し、横須賀新港からの撤退する可能性もあり、雇用問題に発展することも考えられる。慎重な対応を求めた。日港協は改めて神奈川港運協会、横須賀港運協会から状況を聴取し検討を約束した。

(2) RTG遠隔操作導入に関する取り組みについて

- ① 地区協議が、横浜・清水・神戸で始まったことの報告を受けており、今後地区の協議・確認が行われれば、中央での検証作業をWGで行うことを申入れた。
 - ② 日港協は国交省から正式な報告を聞いていない、地区から報告も聞いていないとした。WGでの確認作業については了承するとした。
 - ③ 今後は、地区での協議の状況を見極めて、WGの開催、検証作業を進めることとした。
- (3) コロナ禍に対する休業補償について、第3波がすでに発生している状況にあり早急な対応を求めた。日港協は検討すると回答した。

(4) 指定事業体について

- ① 組合からの「小委員会開催」申し入れ(10月29日)を受けて、11月16日に日港協から四検に申し入れがあったことを伝えた。小委員会の開催について、日検協会からは、裁判で係争中でありこの件について協議はできないとした。その他の三検の対応についても同様であり、歩み寄れないことは無いと思うが、四検が集まるのは現段階では難しくとした。
 - ② 組合から、係争中であっても労使協議は行うべきと考える。引き続き開催に向けて努力を求めた。
- (5) 石炭火力発電の問題について、組合から老朽施設削減計画の状況把握とその対策を質した。日港協から、非常に重い問題であり、対応について検討するとした。
- (6) 放射線量検査、及び中古自動車(建機)輸出に係る荷役作業に従事した港湾労働者に対する内部被ばく等の健康診断の実施について、対応を求めた。日港協は、具体的な提案があれば、安全専門委員会で検討するとした。

以上

- <添付> ① 11月18日 労使政策委員会資料
② 年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認

年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認

2020年（令和2年）12月31日から2021年（令和3年）1月4日（但し、1月1日は除く）の間の例外荷役について下記の通り実施する。

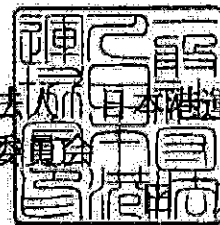
記

1. 当該4日間を「年末年始休日」とする。
但し、時間外算定基礎分母は現行通りとする。
2. 「日中荷役とする。」の原則は、徹底し順守する。
但し、1月4日については取り切り船に限り原則18時迄とする。
なお、詳細については必要な地区（港）労使で対応する。
3. 1月4日の平日化については継続協議とする。
4. 出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する。
5. 例外荷役は、本船作業及びその作業に係わる倉庫・物流倉庫に限定する。
ただし、ライフライン関連など緊急貨物に係る作業については、地区（港）労使でその取扱いについて協議し決定した上で実施することが出来る。

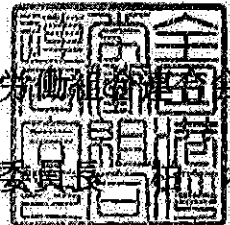
以上

2020年（令和2年）11月18日

一般社団法人日本港運協会
労使政策委員会
委員長



全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長

